

平成31年4月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(行コ)第5号 固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求控訴事件(原審・那覇地方裁判所平成29年(行ウ)第9号, 差戻し前の第1審・那覇地方裁判所平成26年(行ウ)第17号, 差戻し前の控訴審・福岡高等裁判所那覇支部平成29年(行コ)第1号)

口頭弁論終結日 平成31年1月31日

判 決

那覇市泉崎1丁目1番1号

控訴人	那 覇 市 長
	城 間 幹 子
同訴訟代理人弁護士	官 尾 尚 子

那覇市若狭1丁目25番1号

同補助参加人	一般社団法人久米崇聖会 (以下「補助参加人」という。)
--------	--------------------------------

同代表者代表理事	國 吉 克 哉
同訴訟代理人弁護士	当 山 尚 幸
	大 島 優 樹

那覇市

被控訴人	金 城 照 子
同訴訟代理人弁護士	徳 永 信 一
	岩 原 義 則
	照 屋 一 人

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2(1) 控訴人が、補助参加人に対し、平成26年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料を請求しないことが違法である

ことを確認する。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、差戻し前の第1審及び控訴審、差戻し後の第1審並びに当審を通じて、補助参加によって生じた費用は補助参加人の負担とし、その余は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要（略称は原判決のものを用いる。）

1 本件は、那覇市の住民である被控訴人が、当時の那覇市長が平成26年3月28日付けで補助参加人に対して都市公園である松山公園の敷地内に久米至聖廟（本件施設）を設置することを許可し（本件設置許可）、その使用料を全額免除したこと（本件免除）は政教分離原則（憲法20条1項後段、3項、89条）に違反し、本件免除は無効であるにもかかわらず、控訴人は、違法に上記使用料の徴収を怠っているなどと主張して、①地方自治法242条の2第1項3号に基づき、控訴人が、補助参加人に対し、同年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料181万7063円（本件使用料）を請求しないことが違法であることの確認を求める住民訴訟である。

被控訴人は、差戻し前第1審において、上記の請求のほか、②那覇市に対する、同項2号に基づく本件設置許可の取消請求、③控訴人に対する、同項4号本文に基づく本件使用料相当額の当時の那覇市長に対する損害賠償請求及び補助参加人に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求を連帯債務として請求することを求める請求、④控訴人に対する、同項3号に基づく同月25日から平成27年4月24日までの間の松山公園の使用料の徴収を怠る事実の違法確認請求、⑤控訴人に対する、同項4号本文に基づく上記④の使用料相当額の当該

期間中の各那覇市長に対する損害賠償請求及び補助参加人に対する不当利得返還請求の各請求をすることを求める請求をしていた。差戻し前第1審が上記各請求に係る控訴人の訴えをいずれも却下したのに対し（差戻し前第1審が上記①の請求に係る訴えを却下した理由は、監査請求において、本件免除及び本件使用料の徴収を怠る事実が対象とはされておらず、適法な監査請求を経ていないというものである。）、被控訴人が控訴したところ、差戻し前控訴審は、被控訴人の控訴のうち上記②の請求に係る部分を棄却したほか、本訴請求のうち上記①及び③の各請求に係る部分を那覇地方裁判所に差し戻す旨の判決をし、同判決は確定した（なお、被控訴人は、差戻し前控訴審係属中に、上記④及び⑤の各請求に係る訴えをいずれも取り下げた。）。

被控訴人は、原審（差戻し後第1審）において、本件訴えのうち、上記③の請求に係る部分を取り下げたので、審判の対象は上記①の請求のみとなった。

原審は、本件免除は政教分離原則（憲法20条1項後段、3項、89条）に違反するものであって、重大かつ明白な瑕疵があるから無効であるとして、被控訴人の上記①の請求を認容したので、控訴人及び補助参加人がそれぞれ控訴した。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の2から5までのとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁22行目の「場合」の次に「やその他市長が特に必要と認める場合」を加え、同23行目の「全額」を「全部又は一部（公共的団体が公益の目的で使用する場合は全額、市長が特に必要と認める場合は市長が必要と認める額）」と改める。

(2) 原判決10頁18行目の「儒教」の前に「本件施設と関わりのある」を加える。

(3) 原判決10頁20行目の「宗教」の次に「（主位的には、何らかの固

有の教義体系を備えた組織的背景を持つもの。予備的には、超自然的、超人間の本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかんずく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為。）」を加える。

(4) 原判決10頁21行目の「同様である」を「同様であるから、本件施設と関わりのある儒教（儒学）は宗教ではない」と改める。

(5) 原判決12頁15行目の「団体」の次に「（特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を本来の目的とする団体）」を加える。

(6) 原判決13頁20行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「 仮に、本件免除が政教分離原則に違反するとしても、本件施設は、宗教性のない明倫堂や公園利用者用のトイレも含んでいるほか、観光等の公益的な貢献もしていることに照らすと、その全部が無効になるとは解されない。」

(7) 原判決14頁2行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「 なお、被控訴人は、那覇市公園条例11条別表第1の「売店、飲食店その他の施設」に対する使用料を基準として本件使用料を徴収すべきである旨主張している。しかし、上記施設は営利目的の施設を指すと解すべきであるところ、本件施設はこれに該当しないこと、上記使用料は高額にすぎ、補助参加人の活動を不当に阻害すること、本件免除が違憲無効であっても、その解消の手法については控訴人に一定の裁量があると解すべきことからして、控訴人が補助参加人に対して徴収すべき使用料の額を裁判所において判断することはできないというべきである。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被控訴人の請求は、控訴人が、補助参加人に対し、平成26年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料を請求しないことが違法であることの確認を求める限度で理由があるものと判断する。その

理由は、次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1から4までのとおりであるから、これを引用する。

なお、被控訴人は、控訴人及び補助参加人の各控訴理由書における主張やその立証のための書証の提出がいずれも時機に後れた攻撃防御方法の提出であり却下すべきである旨主張するが、上記各主張等の提出につき、少なくとも民訴法157条1項にいう故意又は重大な過失があるとまでは認め難いから、これらを却下することはしない。

- (1) 原判決18頁13行目の「使用されている」から「されていない」までを「使用されている」と改める。
- (2) 原判決19頁10行目の「いわゆる」から同16行目の「また、」までを「神職者による祈祷が行われた。」と改める。
- (3) 原判決19頁18行目の「こと」から同19行目の「されている。」までを「ことが遷座式（遷座行列）の実施に当たり留意することとされたこと、そのために、新旧の至聖廟の屋敷の御願をまず考え、拝むのは神職へ頼むのが良いと考えたこと、神職により新旧至聖廟において祈ってもらったことなどが記載されている。」と改める。
- (4) 原判決22頁20行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「キ 本件施設は那覇市の公式ガイドマップにも掲載され、観光客も本件施設を訪れている。また、本件施設の近隣の施設では、琉球王国と久米村とのテーマで、歴史や文化に関する展示がされている（乙32、33、36）。」
- (5) 原判決23頁17行目の「我々は」を「整備の基本コンセプトで「儒教」に引っかけるとい話ですが、「儒学」です。また我々は」と改める。
- (6) 原判決24頁6行目の「されていた。」の次に「また、オープンであることから管理がうまくいくのかとの疑問や、大成殿の中には夕方は入